

2012年アジア・アフリカ救援米運動

# 猛暑に耐えた「救援米」稲刈り

今年の最高気温36.1度の日、親子40名が稲刈りと機械作業を体験、食・米文化も学ぶ

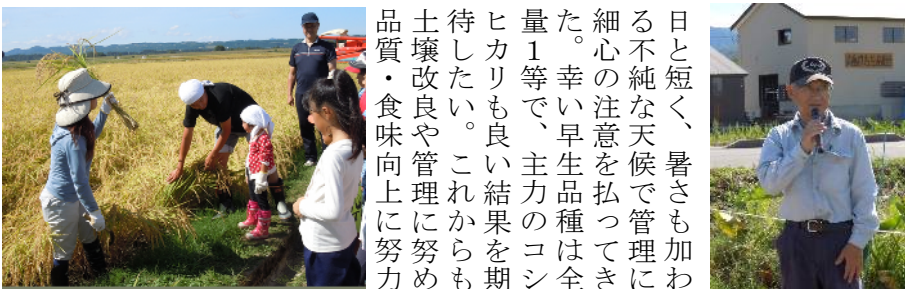


第763号2012.10.1  
連合中越地域協議会  
長岡市東蔵王2-2-68  
TEL 0258-24-0515  
FAX 0258-24-8930  
発行人 矢島 良彦  
定価 1部10円  
購読料は会費を含む



アジア・アフリカ救援米稲刈りが、9月17日(祝)行われ大人・子ども総勢40名が高島町の田んぼに集った。今年は、例年になく猛暑で、米の品質が心配される中、手刈り体験、機械作業体験と食・環境・米文化を学び楽しい一日を過ごした。

長岡市の気温は午前9時に30度を超え、待っている間にも背中がジリジリ。この日も「あつちええ猛暑日となった。高島町でのアジア・アフリカ救援米運動は13年目である。作業開始前には、矢島実行委員長から「この運動や米を通じて食・環境・文化を学ぶ



楽しんでほしい」と挨拶があったほか、協賛団体の中村副実行委員長(食・みどり長岡労働農市民会議)と佐藤副実行委員長(総合生協中越センター長)から挨拶があった。また、毎年お世話になっている矢尾板さんからは「今年は大雪と雪解けが遅かった。昨年との比較で田植えから雨が降った日が、昨年は33日。今年は19

日と短く、暑さも加わる不純な天候で管理に細心の注意を払ってきいた。幸い早生品種は全量1等で、主力のコシヒカリも良い結果を期待したい。これからの土壌改良や管理に努力品質・食味向上に努力

力させていた。引き続き協力を続けていこう」と挨拶が述べられた。記念撮影後、太田さん(県職労)から鎌の使い方、稲の持ち方等の説明を受け、田んぼの四隅に分かれ、それぞれ5m四方を手刈り体験した。子どもたちも一生懸命に稲刈り初体



「お先に失礼します」。入社してから早や幾年月、何度この言葉を飲み込んだらう。時計はちょうど夜の9時をまわったところ。もう自分の仕事は終わっている。別の部署の同僚たちは、そのほとんどがすでに家路に就いている頃だ。しかし、直属の上司はおろか、隣の席に座る先輩は一向に帰る気配がない。そんな状況の中、自分だけ先に帰ってもいいのだろうか。34歳の社会人男性300人に聞いたアンケートによると、実に89.7%の人が、残業している上司より先に帰ることに対して「失礼ではない」と思っているという結果になった。年代別の割合を見てみると、25歳から29歳の平均が85.2%、30歳から34歳の平均が91.6%。

**東蔵王2**  
《No.90》

副議長  
**羽賀 実**

%。つまり30歳以上の、すでに部下がいるであろう立場の年代が、より「失礼ではない」と思っているのだった。▼上司が残っていたら部下も残る!それが会社マナーとしてではなく、心か!「帰りづらいという心情は分かりませぬ。しかし、マナーとしてはまったく問題ありません」そう教えているのは、ビジネスマナーに関する数々の著作がある古谷治子さん。「自分がやらなければならない仕事が終わってしまえば、それは社会人としての役割を果たしている。ただ、何も言わず黙って帰るのはマナー違反です。帰りたいのに帰れない状況でモジモジしているなら、いっそ勇気を出してみてはどうですか?」



験を楽しんだようだ。四隅を刈り終えた後は、大型のコンバインによる機械作業の見学と手刈り稲の脱穀を体験した。作業後は、集会所でボンというすまじい爆裂音のできるポン菓(お米のお菓子)を体験した。

験した。また、春に植えたバケツ稲は2個中3バケツがそろい、稲姿コンテストも行われた。そのうちの1つは見事に実って、管理の良さが伺えた。続いて、学習クイズ、お米に関するビデオを視聴。クイズ上位

柿川に親しむ会 第2回実行委員会開く  
柿川に親しむ会第2回実行委員会が、9月24日(月)18時30分から開かれた。柿川に親しむ会は、例年秋に一柿川周辺清掃と歴史探訪の集いを開催しており、今年も10月6日(土)に16回目事業を行う。実行委員会では、当

者とバケツ稲姿コンテスト優秀者に賞状と記念品が手渡された。また、トン汁とおにぎりを食べ、今年のアジア・アフリカ救援米運動稲刈りが終了した。25日には60kgを連合新潟に送った。



サラリーマン川柳(何処の人 親近感湧く 喫煙所) (賞味期限 夫の舌で 確認する) (二次会は 財布の許可より 妻の許可) (ふとん干し 俺のはいつも 日陰干し)

サラリーマン川柳 (家族旅行金だけ払ってお留守番) (ミンク買う妻の心臓毛が守る) (飲み過ぎて昨夜のことを聞き歩く) (時がたち釣った魚にエサもらう)

60th 創立60周年記念

るうきんで貯める! 当たる! 気持ち伝える!

はたらく人の、生活応援バンク るうきん

# 貯蓄大将

## 懸賞品付定期預金

実施期間 2012年9月3日(月)~2013年1月31日(木)

期間中、対象定期預金をお預け入れされた方に  
抽選で合計200本の豪華賞品をプレゼントいたします。

- ◆ご利用いただける方 個人のお客様
- ◆お預け入れ期間 1年以上
- ◆お預け入れ金額 10万円以上
- ◆運用金利 預入日の店頭表示金利
- ◆対象定期預金 スーパー定期預金・スーパー定期預金300・大口定期預金

皆様のご預金が社会貢献に!

寄附金 応募券1枚につき10円を当金庫が、新潟県内に避難されている東日本大震災被災者の支援金として自治体に寄附いたします。

**1等 (5本)** スチームオープンレンジ ショーベルヘルシオ AX-PA2(R)

**2等 (10本)** 自動掃除機 Robot 本体 B537J

**3等 (15本)** ホームベーカリー パンツリー エコ SR-RM1000(W)

**4等 (70本)** 旅行券(10,000円分)

**5等 (100本)** すし券(5,000円分)

【抽選日】2013年2月8日金  
【当選発表】2013年2月12日火以降るうきん店頭・ホームページにて当選番号を発表。※主催者に連絡がほしい場合は、【賞品引換方法】応募店舗にて、各賞品と応募券をお引き換えください。

◆応募方法  
○期間中、対象定期預金をお預け入れいただいた方に10万円につき1枚の応募券を差し上げます(増額の場合は応募金額見合いです)。  
○応募券に必要事項をご記入の上、るうきん本支店まで応募ください。  
○対形貯蓄・エース・株金貯蓄等で、年末一時金のお預け入れが10万円以上の方は、自動的に抽選対象となりますので応募の必要はございません。  
◆その他  
○入賞はお預け入れいただいた定期預金については、高利等でお申し出ください(自動振替対象とはなりません)。  
○賞品の付属品や送料費用につきましては、お客様負担となりますので、予めご了承ください。

## 連合中越加盟単組紹介

— 日本精機労働組合 —

5

組合設立は、1959年2月14日で「総評全国金属」に産別加盟しました。その後、1989年に「新潟県金属」、「新産別全機金」の3産別が合併し、「全国金属機械」となり、さらに10年後の1999年に「ゼンキン連合」との統合により、現在の「JAM」に至っています。

今後も、全国38万人のJAM組合員ともども宜しくお祈りします。

※当組合の1年間の主な活動は下記の通りです※

7月：定期大会  
9月：秋季代議員学習会(秋闘) 新組合員学習会  
10月：高退会(NS友の会) 定期総会  
11月：秋季バスツアー  
2月：春季代議員学習会(春闘) スキーツアー  
5月：高退会(NS友の会) 春季研修会  
6月：TDRツアー 春季バスツアー



## 新潟県で働くすべての方へ。

意識したことありますか?

# 最低賃金

新潟県のこれまでの最低賃金 683円

# 689円

時間額

【発効日】平成24年10月5日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBでチェックしよう!

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>  
最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは新潟労働局または最寄りの労働基準監督署へ 厚生労働省

## 賃金は最低賃金額以上になっていますか?

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。

最低賃金はすべての人に適用されるのですか?

最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか?

最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか?

支払われる賃金と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)  
(2) 日給の場合 日給 ÷ 1日平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額) (ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 ≥ 最低賃金額(日給)となります。)  
(3) 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)  
(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合 例えば、  
・基本給が時給制  
・手当(職務手当など)が月給制  
などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。  
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)  
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)  
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)  
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)  
⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。